

	質問	回答
1	①募集要領P1の団体の構成員とは、スタッフ(5名)のことか。 ②毎回出し物を変えてみんなが喜んで認知症を遅らす裏方を行っているが、会場(さくらほうむ)はイスがたった17個。ぜひ区よりあと20個用意してほしい。	①団体構成員とは、当該補助事業を実施する団体の会員を指します。 ②「さくらほうむ」は市民活動推進課の所管施設ではないため、申し訳ありませんがお応え致しかねます。
2	①当団体が加入可能か ②加入に際しての必須事項	補助の対象となる団体は、世田谷区高齢者社会参加促進支援補助金募集要領 1 ～ 2 ページに記載のとおり、補助の対象となる事業に合致した事業を行うこと、団体構成員の総数が 5 名以上であること、広く区民を対象とした取組みを行うことを条件とし、かつ、居場所づくり事業を行う場合は構成員の 1 / 2 以上が区民であること、地域貢献事業を行う場合は構成員の 1 / 2 以上が 6 0 歳以上の区民であることが条件です。 なお、補助の対象となる事業については世田谷区高齢者社会参加促進支援補助金募集要領 1 ページに記載の補助の対象となる事業をご確認ください。
3	講師を招いての研修会の時、区民以外の方も何人かお誘いして参加しますが、その方の扱いをお伺いしたいです。	世田谷区高齢者社会参加促進支援補助金募集要領 1 ～ 2 ページに記載のとおり、主に区内で活動し、区民を対象とした取り組みを行う団体が補助の対象になります。
4	①補足資料の確認です。 ・居場所づくりー参加者に団体会員が含まれない ・地域貢献ー団体の会員のみの対象はNG つまり、居場所づくりの参加者は団体会員の参加はNG、地域貢献は参加はいいが一般区民も入れないとだめということで認識はありますか？ ②24日の相談会に参加できません。個別質問はなしとのことですが、申請にあたりどうしてもお伺いしたい場合はどうしたらよいのでしょうか？	①認識いただいたとおりで問題ありません。居場所づくり事業を行う場合、団体構成員は実施主体となり参加者に含まれないことが要件です。また、地域貢献事業は参加者に会員が含まれても良いですが、必ず広く周知し、一般区民の方も含めて事業を行うことが要件となります。(世田谷区高齢者社会参加促進支援補助金募集要領 1 ページ記載のとおり) ②申請書類をご提出いただいたあと、区担当課で内容の確認を行います。確認に際し、不明点等があった場合は団体の代表者等へ質問させていただく期間があります。ただし、申請書類を作成するうえで判断に迷う場合は、市民活動推進課までご連絡ください。
5	①居場所づくり事業と地域貢献事業の両方をしていますが、各々の事業での補助金申請は可能ですか？それともどちらか 1 つに限らなければならないのでしょうか？ ②カフェでは、茶菓を提供していますが茶菓代は補助金対象外ですか？	①世田谷区高齢者社会参加促進支援補助事業募集要領補足資料 1 2 ページのとおり、原則 1 団体 1 事業までの申請です。 ②世田谷区高齢者社会参加促進支援補助金 3 ページに記載のとおり、親睦のみを目的とするもの、団体構成員のみに向けた食事、菓子、飲み物等は原則補助対象外経費です。(事業に必要不可欠な場合、補助の対象となる場合もありますので、判断に迷う場合は市民活動推進課までご連絡ください。)
ご意見	代田地区会館と土と農の交流園を利用していますが、Wi-Fiが利用できない。ぜひ、設置をお願いしたい。	ご意見ありがとうございます。次年度以降の参考にさせていただきます。